

「安全・安心な認証店で使おう！」 まいづるグルメクーポン2022」取扱店舗の募集

事業趣旨

舞鶴商工会議所

新型コロナウイルス感染防止対策に積極的に取り組んでいる認証飲食店を応援し、安全安心な飲食店への誘導をおこなうとともに、消費の喚起や地域経済の活性化を図ることを目的としてクーポンを発行します。実施にあたり「取扱店舗」を募集します。

1. クーポンの発行・販売概要

クーポンは次のとおり発行し、利用者へ販売します。

- 1) 発行総額 1億3千万円（1万セット）
- 2) 1セット 1,000円券×13枚
- 3) 販売単位 1セット額面13,000円を10,000円で販売
- 4) プレミアム率 30%
- 5) 購入限度 1人5セットまで
- 6) 販売場所 調整中
- 7) 販売期間 令和4年7月1日(金)～売り切れ次第終了
- 8) 使用期間 令和4年7月1日(金)～令和4年10月31日(月)

2. 取扱店舗の資格

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証店

3. 申し込み

「まいづるグルメクーポン2022」取扱店舗登録申請書兼誓約書に必要事項を記入し、**令和4年6月15日(水)必着**で舞鶴商工会議所まで**郵送またはご持参**ください。**複数の店舗を有する場合は、必ず各店舗ごとに申し込みをしてください。**

「まいづるグルメクーポン2022」取扱店舗登録申請書兼誓約書は、舞鶴商工会議所のホームページからダウンロードしていただくか、舞鶴商工会議所の窓口でお渡しします。

なお、申し込みは締切日以降も受け付けします。但し、6月15日(水)までの受付分はクーポン販売時のチラシに掲載します。

4. クーポンの取り扱い

取扱店舗は、クーポンを持参した利用者に対し「令和4年7月1日(金)～令和4年10月31日(月)」の期間に限り、券面記載額に相当する物品の販売、または役務の提供を行ってください。但し、現金への換金などはクーポンの使用対象にはなりません。

裏面もご覧下さい。

5. 取扱店舗の責務

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守してください。

- 1) 舞鶴商工会議所から「取扱店舗登録証」を送ります。クーポンの利用者が見やすい場所に掲示してください。
- 2) クーポンの紛失や盗難にあった場合、また毀損されたときなどの責任は取扱店舗にあります。取り扱いや管理には十分注意してください。
- 3) 偽造されたクーポンの発見や不正使用が明かな場合には、受け取りを拒否するとともに、ただちに舞鶴商工会議所に連絡してください。
- 4) 受け取ったクーポンを他店で使用することはできません。受け取った際、裏面に取扱店舗の印鑑を必ず押印してください。
- 5) 事業の実施については、舞鶴商工会議所に協力してください。
- 6) 事業終了後に実施する事業効果等のアンケート調査に協力してください。

6. 換 金

- 1) 換金依頼の受付場所は、舞鶴商工会議所です。なお、郵送による受け付けも予定しています。
- 2) 精算金の支払は、振り込みとします。なお、換金および精算金の振り込みに掛かる手数料は、舞鶴商工会議所が負担します。
- 3) 換金受付期間と振込予定日は、下記の通りです。

回数	換金依頼書受付期間	振込予定日
1	令和4年 7月 1日(金)～ 7月15日(金)	令和4年 7月29日(金)
2	令和4年 7月19日(火)～ 7月29日(金)	令和4年 8月15日(月)
3	令和4年 8月 1日(月)～ 8月15日(月)	令和4年 8月31日(水)
4	令和4年 8月16日(火)～ 8月31日(水)	令和4年 9月15日(木)
5	令和4年 9月 1日(木)～ 9月15日(木)	令和4年 9月30日(金)
6	令和4年 9月16日(金)～ 9月30日(金)	令和4年10月14日(金)
7	令和4年10月 3日(月)～10月14日(金)	令和4年10月31日(月)
8	令和4年10月17日(月)～10月31日(月)	令和4年11月15日(火)
9	令和4年11月 1日(火)～11月15日(火)	令和4年11月30日(水)

※詳細は改めてお知らせします。

7. 交換・譲渡及び売買の禁止

取扱店舗が、クーポンの交換や譲渡、売買をすることは禁止します。

8. 登録の取り消し

舞鶴商工会議所は、取扱店舗が上記の規定に違反したときには、取扱店舗の登録を取り消すことがあります。

お問い合わせ

舞 鶴 商 工 会 議 所

舞鶴市字浜66番地

Tel : 0773-62-4600

受付時間：平日午前10時～午後5時